

姫島村景観計画

令和2年 3月

姫島村

○姫島村景観計画策定にあたって

姫島村は、平成25年9月に「おおいた姫島ジオパーク」として、日本ジオパークネットワークに加盟認定されました。

本村のジオパーク活動は、認定前から、村民一体となって、姫島村の地域資源を見直し、魅力の再発見をするため、住民学習会や、職員研修、ガイド学習講座、小、中学生対象の学習会、現地学習等を実施してきました。

このような取組みにより、村民の皆さんが、本来姫島が持っていた地域資源の価値について、誇りを持つようになり、また、姫島を訪れる皆様に、新たな切り口の「姫島村」の魅力を発信することができるようになりました。

平成26年2月に開催された「おおいたジオ国際フォーラム」において、地域の景観の保全や、文化的景観保存への取組みについて議論され、その必要性が示されたことから、本村においても、景観保全や文化的景観保存事業に取り組むことにしました。

平成26年4月から、県内外の大学や研究機関、県の協力を得て、地質鉱物、動・植物、歴史文化や人の暮らしなど、本村の地域資源の把握や現状について具体的な調査を行ってきました。

姫島らしい景観を保全していくことは、これまで進めてきたジオパーク活動の取組みにおいても重要です。景観計画の策定は、本村が持つ地域資源の魅力向上やその保全に、大きな効果をもたらすものと考えております。

姫島村景観計画の策定にあたって、御指導、御支援、御協力をいただいた皆様に御礼を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。



令和2年 3月

姫島村長 藤 本 昭 夫

景観計画目次

序 章	計画の基本事項	…1
	（１）目的	
	（２）計画の位置付け	
	（３）計画の対象範囲	
第１章	景観計画を策定するにあたって	…4
	１－１ 姫島村のすがた	
	１－２ 基本理念	
	１－３ 基本目標	
	１－４ 景観の分類	
第２章	景観計画区域の設定	…6
	２－１ 景観計画区域の設定	
	２－２ 特色ある景観を有する重点景観計画区域	
第３章	良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項	…11
	３－１ 行為の制限に関する事項	
	３－２ 届出制度の仕組みについて	
	３－３ 組織体制について	
第４章	景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項	…15
	４－１ 景観重要建造物・樹木の指定の方針について	
第５章	屋外広告物等の掲出に関する事項	…16
	５－１ 屋外広告物等の掲出に関する方針について	
第６章	景観重要公共施設の整備等に関する事項	…18
	６－１ 景観重要公共施設の指定について	
	６－２ 景観重要公共施設の整備について	
第７章	農業振興地域の景観形成に関する事項	…21
	７－１ 基本的事項	

第 8 章	自然公園の景観形成に関する事項	…21
	8－1 基本的事項	
	8－2 景観形成の方針	

第 9 章	景観形成における動植物類の保全に関する事項	…22
	9－1 基本的事項	

別添資料（生物多様性）

○図版目次

図 1	姫島村景観計画区域図	…2, 3
図 2	景観区域図	…7, 8
図 3	景観区域詳細図	…9, 10

○参考文献

○美しい国づくり大綱

平成 15 年 7 月

国土交通省

○日本の文化的景観 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書

平成 17 年 9 月 15 日

文化庁文化財部記念物課監修

○採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）

平成 22 年 4 月 30 日

採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会編

文化庁文化財部記念物課監修

○第 3 次大分県環境基本計画

平成 28 年 3 月

大分県生活環境部生活環境企画課

（平成 28 年 4 月～ うつくし作戦推進課）

○姫島村総合計画

平成 24 年 3 月

姫島村

○離島地域の空間利用特性と島民の生活行動にみる居住環境満足度の要因

平成 23 年 3 月

大分大学 青柳直希・岡本大

佐藤誠治・小林祐司 建築・都市計画研究室

○離島地域の集落構成と社会関係資本の変遷にみる日本型サステナブル

コミュニティの思想ー大分県姫島村でのケーススタディー 報告書

平成 24 年 3 月

大分大学工学部 姫野由香

○姫島村重要文化的景観登録のための自然環境調査 2015

平成 28 年 3 月

応用生態技術研究所 足立高行

例言

1. 本書は、下記の事項について姫島村役場企画振興課でとりまとめた本村の景観形成及び景観保全に向けた基本計画です。
 - (1) 対象地 姫島村及び海域
 - (2) 計画名 姫島村景観計画
2. 本計画の執筆については、事務局において行い、その原案を景観計画策定委員会で協議しました。
3. 本計画では、下記の経過を経て取りまとめました。
 - (1) 景観形成の重点となっている地域及び現状把握を目的とした現地調査及び協議を行いました。
 - (2) 上記以外の調査報告については各分野の有識者に依頼して行いました。
4. 本書の編集・刊行は、大分県の協力を得ました。
5. 本書に関する調査資料は、姫島村企画振興課に保存しています。

序 章 計画の基本事項

(1) 目的

本村の景観計画は、姫島らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、住民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。



姫島の黒曜石産地（観音崎）



姫島灯台



矢筈岳

(2) 計画の位置付け

本計画は、「景観法第8条」に基づく景観計画を定めるものであり、本村の良好な景観形成を促進するためのマスタープランとしての役割をもっています。

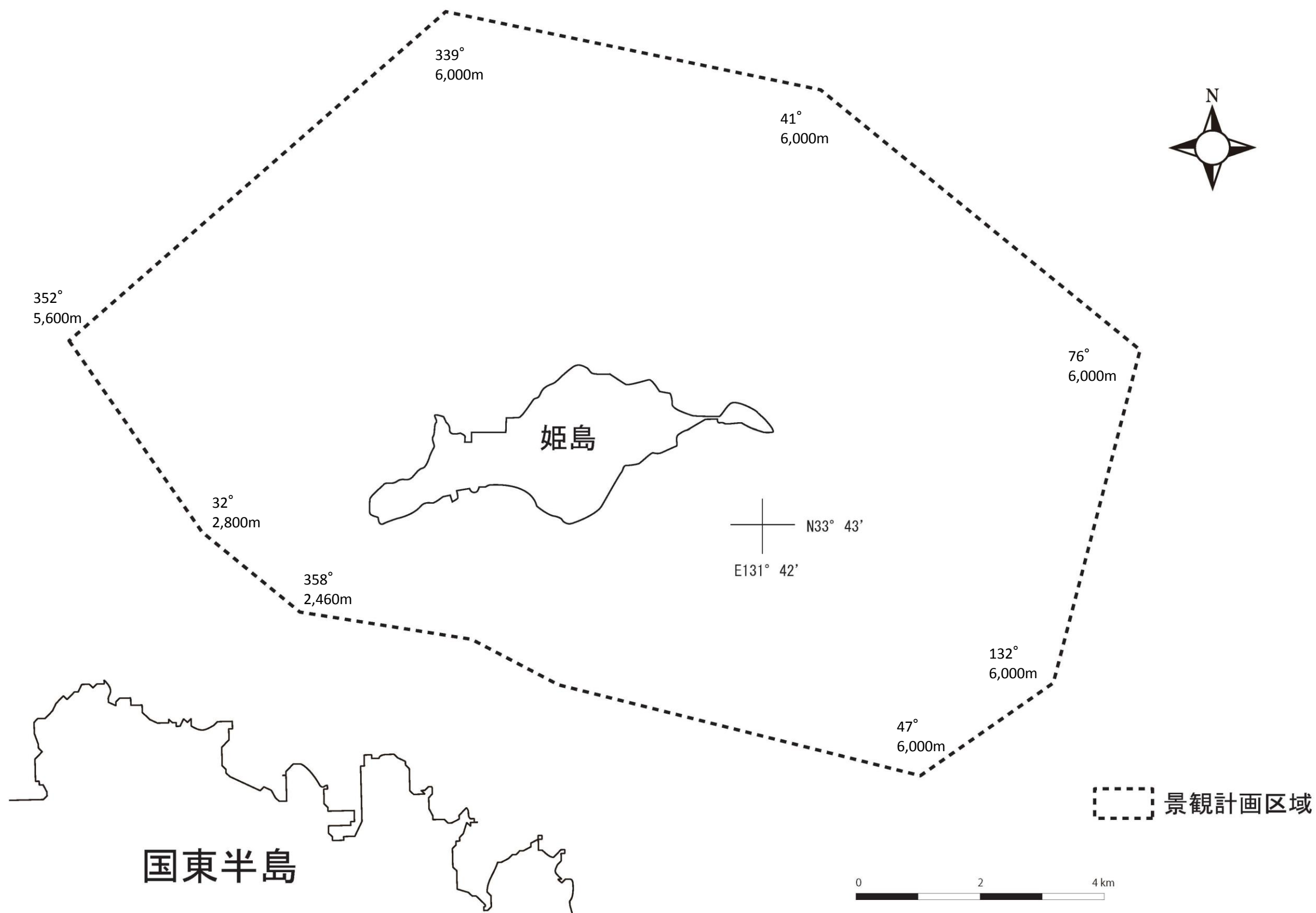
本計画をもとに、本村の良好な景観形成を推進すると共に自然的、歴史的価値を有する良好な景観を保全していきます。

(3) 計画の対象範囲

本村の特性を活かした良好な景観形成を進めるため、景観法に基づく景観計画区域は、本村全域（本村の漁業海域「共第8号漁業権」を含む）を対象としています。（図1）

景観計画に定める方針や届出対象行為、行為の制限対象区域は、本村の漁業海域を含む本村全域とします。

図 1 景観計画区域図



第1章 景観計画を策定するにあたって

1-1 姫島村のすがた

姫島は、瀬戸内海西端大分県国東半島北約5kmの沖合いに浮かぶ島嶼です。

周囲約17km、面積約7km²です。

西部に、達磨山、城山などの丘陵地、中央部に、中央丘陵地域、中央低地地域、東部に、稲積地区などの丘陵地で、構成されています。

中央部に、姫島最高峰の矢筈岳(266m)、西部に、達磨山(105m)、北西部に、城山(62m)など、火山活動の痕跡を色濃く残す地形が、姫島を形作っています。

集落は、主に低地に集中していますが、中央丘陵部の大海地区、金地区では、斜面を利用し、集落が展開しています。

また、瀬戸内海を航行する船の航路として、姫島は非常に重要な箇所位置付けられており、島の最東端には、姫島灯台(明治37年点灯)が設置されています。

姫島は、黒曜石やコンボリュートラミナ、拍子水など豊かな自然に育まれた歴史・文化にあふれており、昭和25年に瀬戸内海国立公園に編入されました。

1-2 基本理念

村民一人ひとりが郷土への愛着や誇りを持つ村づくり

1-3 基本目標

- (1) 姫島村の豊かな自然を保全し、村民や来島者の心に残り、また、なごみを感じられる景観をつくります
- (2) 姫島村の歴史や伝統文化を活用し、村民に愛され村民が誇りを持てる景観をつくります
- (3) 来島者が姫島の良さを実感し、賑わいと交流を育むことができる景観をつくります
- (4) 後世に受け継がれていく姫島の景観をつくります

1－4 景観の分類

○集落景観

村内の各地区に展開する集落の景観。

集落内には、姫島庄屋古庄家等歴史文化的建造物や文化財があります。

「セド」と呼ばれる浜に通じる路地が展開し、各集落には姫島村の地域文化の特色である盆踊りの「盆坪」があります。

集落の中には畑もあり、現在も日常の食卓に上がる野菜などが作られています。

○漁港景観

姫島村の基幹産業である漁業の象徴的な漁港景観。

「リョウドゴヤ」（漁師の詰所）などに、伝統的な漁労などの集約性が見られます。

姫島の北部に位置する城山火山周辺では、北浦火口跡の地形を利用した漁港を見ることができます。

○産業景観

基幹産業の一つである塩田跡地等を活用した「姫島の車えび養殖」に関する景観。

養殖池の景観は季節の移り変わりを感じることができ、国内でも有数の規模の養殖池を持つ姫島を代表する産業景観といえます。

○沿岸景観

姫島の沿岸には「姫島の黒曜石産地」として国の天然記念物に指定されている観音崎や姫島灯台など、姫島を代表する景観があります。ミサゴ、ハヤブサ、アサギマダラ、ノジギク等の動植物が見られ、生物多様性が保存されています。

○森林景観

矢筈岳、達磨山、城山などに代表される森林景観。

江戸期から残るクロマツ、今見られる常緑広葉樹のタブノキ、ヤブニッケイ、春を彩るヤマザクラ等多様性に富み、島の暮らしに大きな影響を及ぼしています。

山の中には段々畑があり、一部は現在も耕作しています。

姫島東部では、大海のコンボリユートラミナや、稲積火山、金火山の火口跡等を見ることができます。

○海域景観

姫島を囲む瀬戸内海の景観。

南に国東半島を、北には中国地方を、東には四国を眺望できる姫島の周辺海域は、昔から海上交通の要所であり、また基幹産業である漁業の漁場となっています。

また、姫島の火山活動の痕跡として、浮洲火山の火口跡などを見ることができます。

第2章 景観計画区域の設定

2-1 景観計画区域の設定

1-4に基づき、景観計画区域を設定します。(図2、3)

2-2 特色ある景観を有する重点景観計画区域

景観計画区域の中でも特に良好な景観の形成、文化的景観の保全を図る必要がある区域については、景観形成上重要な地区として重点景観計画区域に指定します。

重点景観計画区域においては、姫島村の有する景観特性が象徴的に現れ、まちづくりを進めていく上でも重要な役割を担う場所として、重点的に景観形成施策を推進します。

【重点景観計画区域の選定方針】

選定方針は、次の各号のうちひとつに該当すること。

- (1) 地域における人々の生活又は生業などの生活文化を伝える景観があること
- (2) シンボルとなる貴重な自然があること
- (3) 良好な景観形成に対す主体的な取り組みがあること

図2 景観区域図

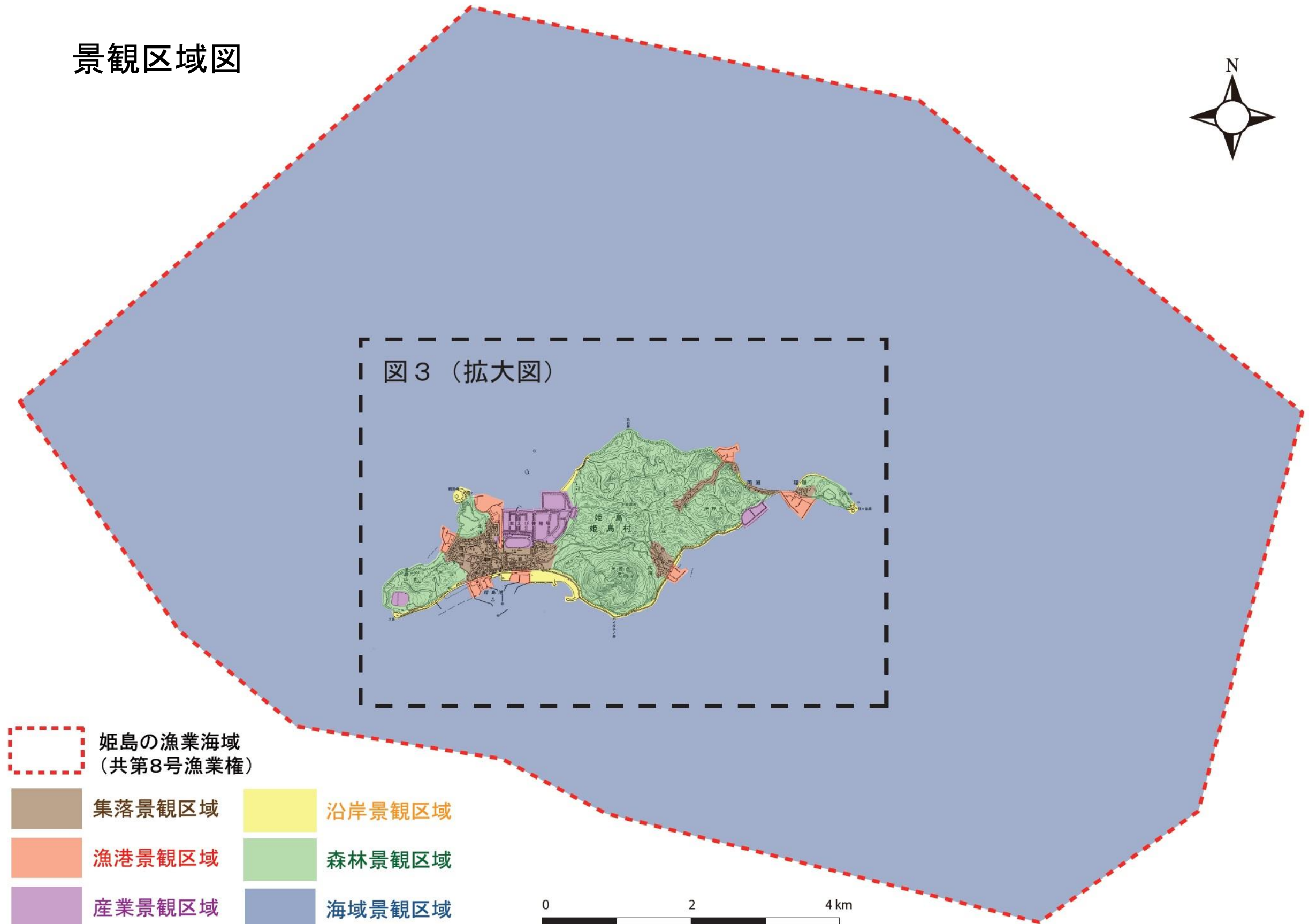
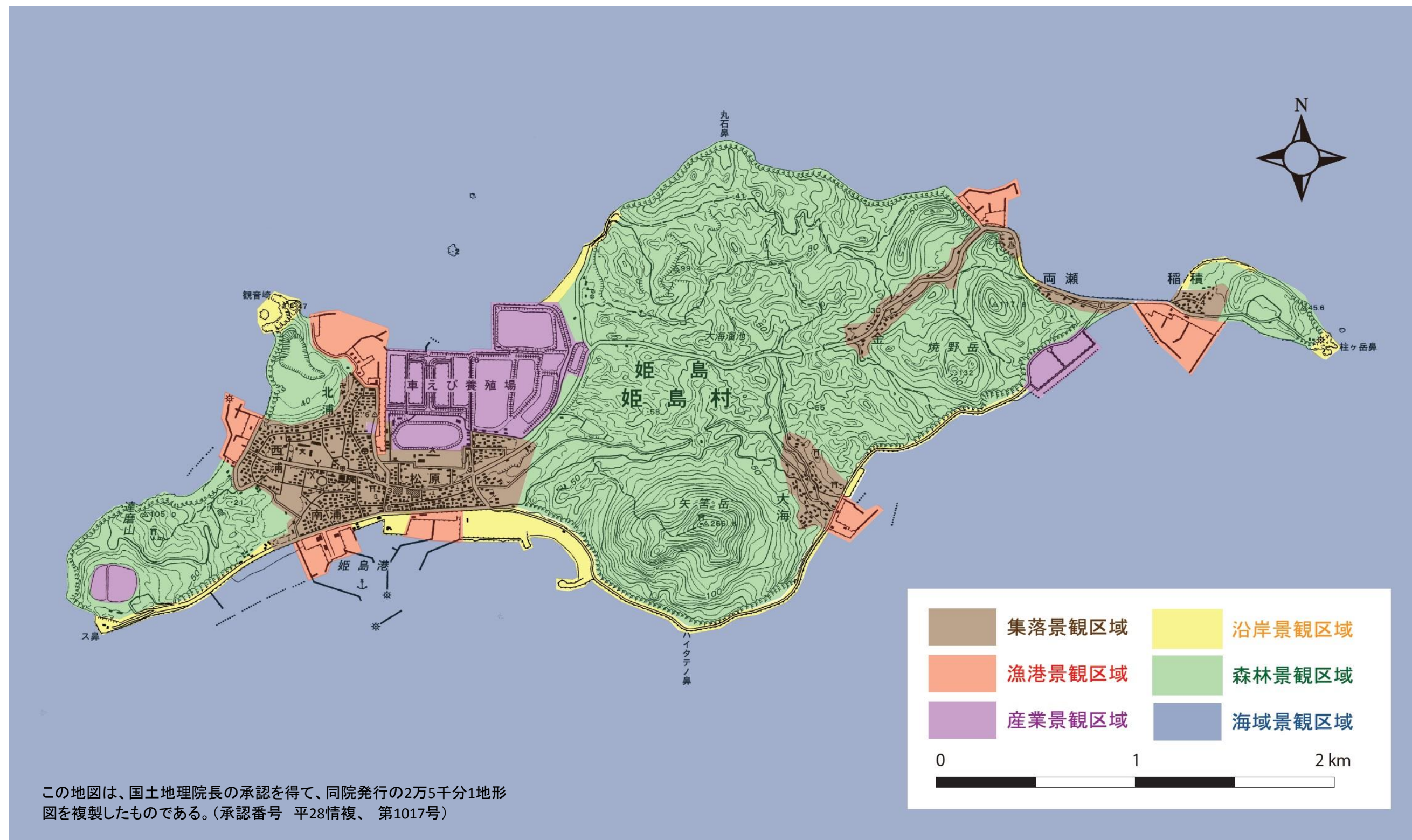


図3 景観区域拡大図



第3章 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

3-1 行為の制限に関する事項

◇届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、別記の必要書類を作成のうえ村長に届出を行うこととします。

(1) 建築物

すべての建築行為

特殊な色彩を用いた建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更行為（修繕、模様替、色彩変更）

(2) 工作物

高さ15m以上の工作物

以下に該当する工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更行為（修繕、模様替、色彩変更）

- ①電柱、照明柱、鉄筋コンクリート柱、鉄柱その他これらに類するもの
- ②煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ③携帯電話用アンテナ、送電鉄塔その他これらに類するもの
- ④電波塔、記念塔その他これらに類するもの
- ⑤石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑥前各号に掲げるものの他、村長が指定し、告示したもの

◇事前協議対象行為

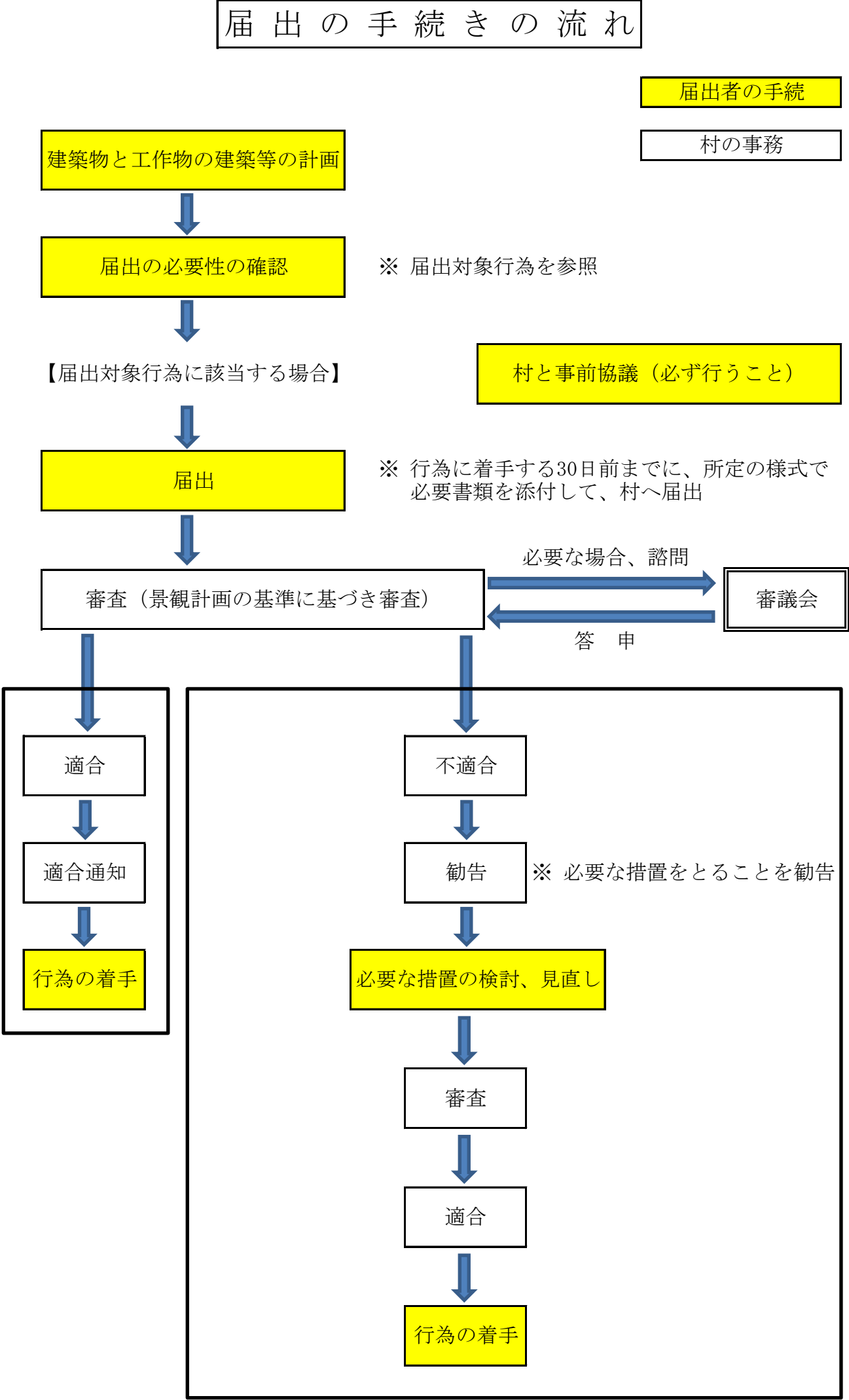
信仰及び信条に基づく掲示物・工作物の設置については、別記の必要書類を作成し、村長と事前協議を行うこととします。

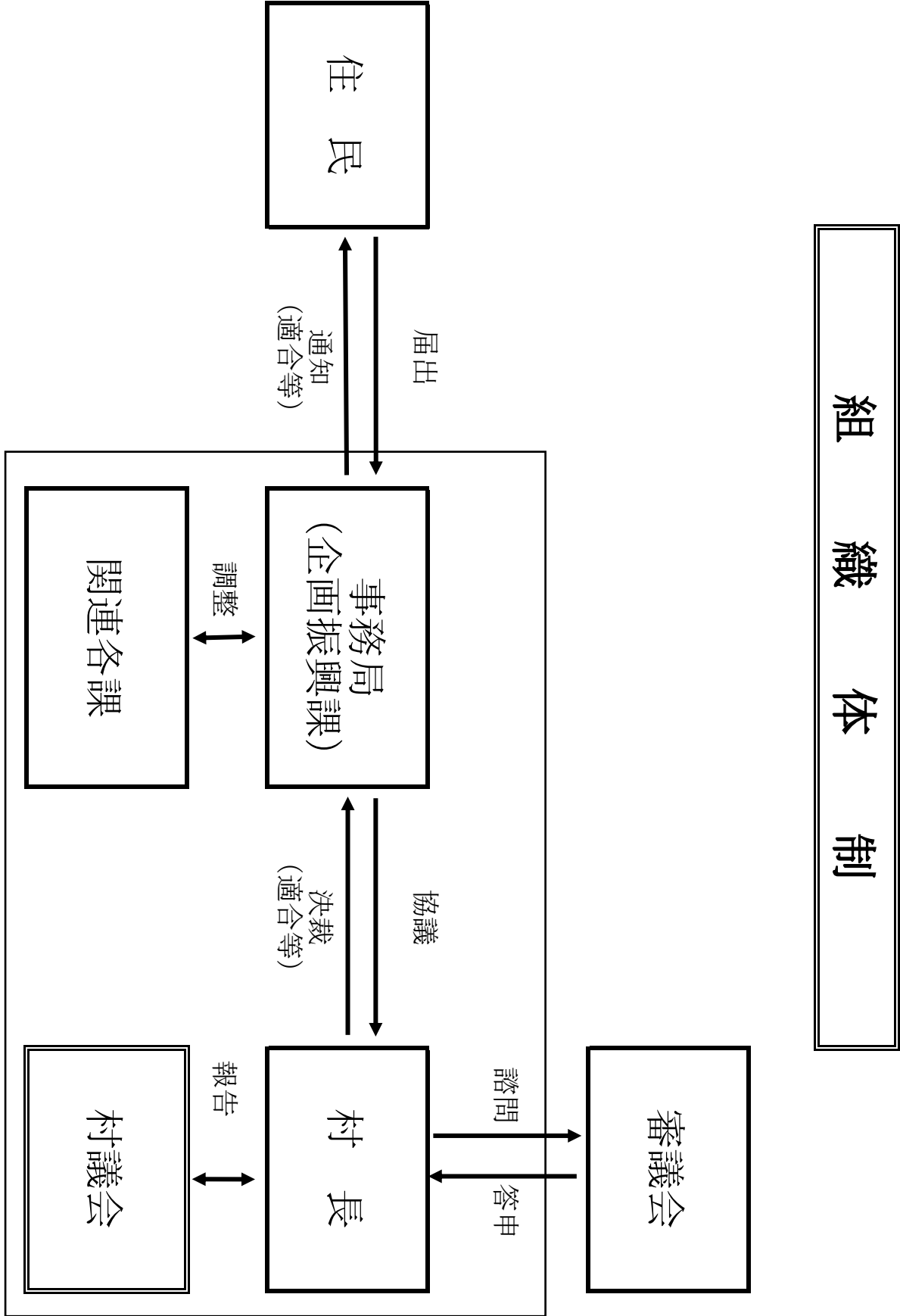
◇禁止行為

- (1) 風力発電及び太陽光発電の設置は原則禁止とします。
- (2) 無人航空機の飛行は原則禁止とします。
ただし、国土交通省の定めるガイドラインに従って実施する、学術・調査・研究の目的のための飛行を除きます。

「別 記」

必 要 書 類	内 容
事業概要書	目的、体制等
事業計画書	工期、期間、仕様
設計書	行為については使用機器等の資料及び行為に関わる関係者及び操縦者の略歴等を含みます。
その他	村長が必要と判断する資料等





第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事項

4-1 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針について

景観資源のうち、景観上特に重要と考えられる建造物（建築物・工作物）、樹木に関しては、「景観法第8条第2項第3号」に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として、次の方針により指定を行います。

景観重要建造物の 指定方針	景観重要樹木の 指定方針
次の項目のいずれかに該当し、地域の良い景観の形成に重要な役割を持ち、道路等の公共の場所から見る事ができる建造物、樹木を各々指定します。	
○伝承や伝聞の対象となっているなど、歴史的、文化的景観にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれているもの ○形態意匠が優れており、地域の景観上のシンボルとなっているもの ○地域の良好な景観形成の規範となっているもの	○伝承や伝聞の対象となっているなど、歴史的、文化的景観にまつわる樹木で、古くから地域住民に親しまれているもの ○形状や高さ等が特徴的であって、地域の景観上のシンボルとなっているもの ○地域の良好な景観形成を進める上で保全が求められるもの

第5章 屋外広告物等の掲出に関する事項

5-1 屋外広告物等の掲出に関する方針について

【基本的な考え方】

- ①村全域において、「姫島村屋外広告物規則」（平成20年3月25日規則第4号）に基づいた屋外広告物の表示に関する行為の制限を行います。
- ②重点景観計画区域においては、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置はできません。

【景観形成方針】

村全域において、地域の特性に応じた屋外広告物等の景観形成方針は「別表1」のとおりです。

「別 表 1」

項 目	景観形成方針
位 置	○周辺の自然やまちなみの景観を損なわない配置とすること。 ○主要な視点場からの眺望を阻害することがないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように配慮すること。 ○建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置とすること。
表 示	○文化財等の周辺、景観上重要な地点では、屋外広告物等の掲出は行わないこと。
意 匠	○周辺の自然やまちなみの景観を損なわないよう配慮すること。
色 彩	○広告物の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けること。 ○道標、案内板、その他の公衆の利便に供する広告物は、地色と支柱はこげ茶、文字は白又は黒とすること。 ○自然との調和を図るため、樹林地等を背景とする場所では、低彩度及び低明度となるようにすること。 ※自然素材や伝統的工法の専門家等の意見を聞き、村長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りではない。
その他	○広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないように努めること。 ○老朽化したものなど安全を阻害するおそれのある看板を放置しないよう努めること。 ○その他景観を阻害する工作物は設置しないこと。

第6章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観形成上重要な役割を担う公共施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、それらについて整備に関する事項や専有許可等の基準を定め、本村の自然景観や重要文化的景観と調和する公共施設の整備を行います。

6-1 景観重要公共施設の指定

次の項目に該当する公共施設を「景観重要公共施設」として指定します。なお、「景観重要公共施設」は必要に応じて管理者と協議の上、随時追加指定できるものとします。

- (1) 景観形成上重要な公共施設
- (2) 整備に関する事項や専有等の許可基準が必要と考えられる公共施設

種類	景観重要公共施設	管理者
道路	県道	大分県
	村道	姫島村
港湾	姫島港	大分県
漁港	漁港	姫島村

6-2 景観重要公共施設の整備について

景観重要公共施設の整備においては、次の事項に基づいて計画設計及び施工を行うこととします。

景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	本村の自然景観や文化的景観にふさわしい公共施設とするためには、できる限り周囲の景観に対し、配慮していくことが大切です。しかし、景観に配慮するなかで、施設としての機能が満たされない状況や、施工性、経済性が大きく損なわれるような状況、環境に影響がでるような状況などは望ましくありません。施設の計画設計の際には、景観だけでなく機能・施工性・環境及び経済性について総合的に検討することが必要です。
------------------------	--

景観重要公共施設の整備に関する基本的な手続き	本村の景観にふさわしいものとするため、施設の計画設計の際には機能・施工性・環境・景観及び経済性について総合的に検討し、村役場担当課と協議が必要です。ただし、以下の行為は除きます。 1. 通常管理行為、軽易な行為その他の行為を政令で定めるもの 2. 附属物の更新・復旧で、従前と変わらないもの 3. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
景観重要公共施設の整備に関する基本的な配慮	周辺の海や山などの自然景観、歴史的景観、漁村景観との調和に配慮が必要です。基本的には主張を抑え煩雑にならないような計画とすることに留意します。

○道路整備基本事項

考え方	道路空間は、通行者が周辺の景観を楽しめるように配慮することが必要です。基本的な配慮として、道路附属物は安全性や機能性を確保しながら、周辺の景観を阻害しないような計画とすることが大事です。
整備方針	周辺の景観に配慮した計画とし、周辺の景観や漁村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮します。 構造物の形状は、主張を抑えた計画とし、周辺景観が主役となるように配慮します。 道路附属物（照明灯・防護柵等）は周辺景観に調和した計画とすることを基本とします。また防護柵は、透過性の高いものを採用することを基本とします。

○港湾・漁港整備基本事項

考え方	港湾は本村にとって来島者が訪れる際の玄関口となり、本村を印象づける重要な場所です。そのため基本的な配慮として、港湾施設は安全性や機能性を確保しながら来島者が本村の景観を楽しめるような計画設計とすべきです。漁港施設も周辺の景観と調和した計画であることが大事です。また港湾や漁港は資材や漁具など煩雑に見えるものも多く、それらの配置や収納等を検討する必要があります。
-----	---

整備方針	周辺の景観に配慮し、全体としてまとまった計画とします。周辺の景観や漁村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮します。巨大なコンクリート構造物が多く殺伐とした景観になりがちですが、緑化や、くつろぎ空間の配置など、人々に潤いと憩いを与える景観づくりに配慮します。
------	---

第7章 農業振興地域の景観形成に関する事項

7-1 基本的事項

姫島の良い農業景観を保全するため、農業施策と連携し、保全を図ります。

第8章 自然公園の景観形成に関する事項

8-1 基本的事項

自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良い景観形成に必要な上乗せの許可基準を定めることができます。

8-2 景観形成の方針

自然公園内や自然環境保全地域内ではそれぞれの指定地域によって、工作物の設置など各種の行為を行う際には許可申請や届出が必要となります。

今後、自然公園法に基づく規制基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される場合には、上乗せの許可基準を定めます。

第9章 景観形成における動植物類の保全に関する事項

9-1 基本的事項

本村は小さな島嶼である。従って、生態系を構成する普通種が欠けたり、ある種のものが優占したり、近接する九州本島とは異質な島嶼生態系の構造を有している。この特徴ある生態系や島ならではの生物多様性を未来に伝えるために、姫島村に生育・生息する動植物のうち島の景観を語るうえで欠かせない代表的な種及び種群を選定し、これらが将来にわたって生育・生息する自然環境及び良好な景観を保全します。

◆アサギマダラ (*Parantica Sita*) とスナビキソウ (*Heliotropium japonicum*)

アサギマダラは、長い距離を旅するチョウとして有名で、姫島に生育するスナビキソウの蜜をもとめて、5月上旬頃から6月上旬、南の地から飛来し、姫島で休息したのち、涼しい北の地に向かって飛び立ちます。10月中旬頃、世代を交代したアサギマダラが、北から暖かい南へ向かう途中で、再び姫島のフジバカマの花の蜜をもとめて、飛来し休息します。

◆ミサゴ (*Pandion haliaetus*) RDB種＝大分県：準（NT）環境省：準（NT）

島の海域では中空に静止し水面へ向かってダイブし魚を捕るミサゴの姿が目撃される。営巣地は観音崎の西側の斗尺岩で、抱卵から子育てまで対岸から観察することができる。海域の魚類の豊かさの指標種として注目される。

◆ハヤブサ (*Falco pregrinus*) RDB種＝大分県：（VU）環境省：（VU）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により国内希少野生動植物に指定されている。

島の南側の鷹巣と呼ばれるジオサイトでもある海食崖の断崖の窪みに営巣しており、この周辺で良く観察される。主に小鳥類を採餌し、島の生態系の頂点に位置し、村民にも馴染みの鳥の一種である。

◆その他の動物類

クロサギ、ウミウ、ウミアイサ、ウミネコ、イソヒヨドリ、アオバズクなどの鳥類。アオバズクを除き、海や海岸を主な生息場所とする集群

である。いずれも希少種やRDB種ではないが、姫島村を代表するこれらの鳥類が海の自然環境に多大な影響を受けていることがうかがえる。海岸の形態や海の中の魚類の生息状況が変化すれば影響が出やすいことは言うまでもない。

◆姫島村の村木、村花など

村木：クロマツ (*Pinus thunbergii*)

松枯れによる被害が蔓延する以前の姫島村は海岸線から山頂までクロマツに覆われた島であった。今でも海岸線や丘陵帯の一部に残存している。島のクロマツは燃料、船舶、土木用資材として生活に欠かせない用材であったばかりか、漁の位置を知る山立てや祈りの対象としてもなじみ深い植物であった。

村花：ノジギク (*Chrysanthemum japonense*)

日本の固有在来種で、九州の瀬戸内海・太平洋沿岸近くの山野などに自生する。一輪の花は小さく可憐な印象ですが、野生で群生した姿は風格さえ感じさせます。姫島の初冬を彩る代表的な花です。

村指定天然記念物：スダジイ (*Castanopsis sieboldii*)

拍子水温泉の西側上部のがけ面に群生する暖地性照葉樹林を代表する樹種のひとつである。堅果であるスダジイの由来は不明であるが、水分を好むことから水の少ない瀬戸内の島嶼に群生することはめずらしい。

◆その他の植物類

姫島村の自然条件はもちろん、土地利用や松枯れ、遷移などを経て島に根付いている植物群である。全体的に外来種が少ない。カエデ科やツツジ科などに欠損する植物が多い。単一個体群を形成するなどの特徴が認められる。このうち単一個体群では・・・テイカカズラ、ノシラン、ムサシアブミ、ヤマアイなどの植物種がある。

姫島村を代表する矢筈岳の特筆される「魚付き林」としての機能

魚付き林は島影が魚を寄せたり、水温上昇を防いだりする他、栄養塩を供給しプランクトンを増やしたり、濁水防止などの機能を有している。この結果、魚類の生育に寄与することはもちろん、姫島の海の生物多様性を根底で支えている。



アサギマダラ



ノジギク



ミサゴ



矢筈岳全景

詳細は別添資料（生物多様性）を参照

別添資料（生物多様性）

（１）アサギマダラ



みつけ海岸に乱舞するアサギマダラ

アサギマダラ (*Parantica sita*) は、チョウ目タテハチョウ科マダラチョウ亜科に分類されるチョウで、翅の模様が鮮やかな大型のチョウで、長距離を移動。姫島には春と秋に多数飛来することで有名です。

5月上旬から6月上旬にかけて、みつけ海岸のスナビキソウの蜜をもとめて、南の地から飛来し、休息した後、涼しい北の地に向かって飛び立ちます。10月中旬頃、北の地で世代交代した蝶が、金地区のフジバカマの花の蜜をもとめて、飛来し、休息した後、暖かい南の地に向かって飛び立ちます。

なお、姫島では村と連携して、「アサギマダラを守る会」が休息地やスナビキソウ・フジバカマの管理をし、貢献しています。

(2) 鳥類

① 姫島を代表する鳥類で、種の保存法の対象種となっている鳥類

(イ) ミサゴ



左下岩の上と、右上枯れ枝に止まるミサゴのつがい

観音崎の千人堂へ向かう急坂を上り詰めると、目の前の斗尺岩にミサゴ(*Pandion haliaetus haliaetus*: タカ目ミサゴ科)の巣があります。営巣しているミサゴを、視認できることは大変貴重です。

ミサゴは主に海岸に生息しますが、内陸部の湖沼、広い河川、河口等にも生息しています。食性は肉食性で主に魚類を食べます。

獲物を見つけると素早く翼を羽ばたかせて空中に静止するホバリング飛行を行った後に急降下し、水面近くで脚を伸ばし両足で獲物を捕らえます。

頭部や腹部が白く見え、見分けは容易ですが、足指の構造がタカ類とは違い、捕らえた魚を魚雷のように体と平行に持ち、別の場所に移動して捕食します。

(準絶滅危惧 (NT) (環境省))

(ロ) ハヤブサ



鷹の巣でみられるハヤブサ

ブルーラインの大海集落へ向かう手前の鷹の巣の海蝕崖にハヤブサ (*Falco peregrinus japonensis*: ハヤブサ目ハヤブサ科) が営巣しています。

ハヤブサは、河川、湖沼、海岸などに生息する猛禽類で、主にスズメやハト、ムクドリ、ヒヨドリなどの小型の鳥類を食べます。獲物は上空から急降下して襲いますが、この時の時速は 400km 近くになるといいます。

本種はもともと生息個体数が少なく、近年は都市のビルに進出するなど本来の生息域が、やや不安定な状況にあります。

(絶滅危惧Ⅱ類 (VU) (環境省))

※ ミサゴは海上の、ハヤブサは陸上の食物連鎖の頂点に位置しており、こうした意味からは、姫島の生態系の質を表出する代表種と言えます。

(3) 植物

①クロマツ



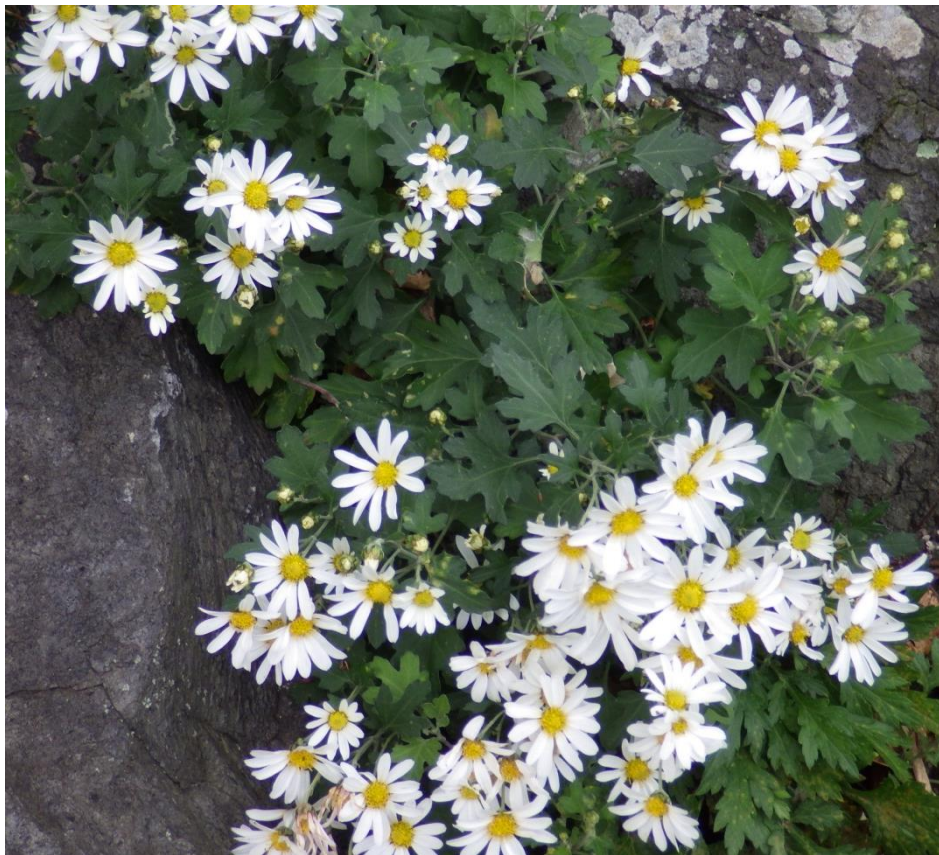
クロマツ (*Pinus thunbergii*: マツ科マツ属) は、樹高は、40 m に達することもあります。自然の状態ではそこまで成長することはまれです。針葉は二葉で、7～12 cm の長さで幅が 1.5～2 mm。球果は 4～7 cm の長さです。樹皮は灰黒色で厚く、亀甲状に割れ目が入りはがれます。

アカマツと比較して黒っぽい樹皮をしており、名前はこれによります。針葉もアカマツより硬く、枝振りも太いことから、別名「雄松（オマツ）」とも呼ばれます。一方、アカマツ (*Pinus densiflora*: マツ科マツ属) は「雌松（メマツ）」と呼ばれます。クロマツとアカマツの交じっている林では稀に雑種（アイグロマツ）が生じます。

村内の随所に植生しており、四面を海に囲まれた離島景観におい

でも重要な樹木といえます。過去マツノセンザイチュウ (*pine wilt disease*: ヨウセンチュウ目アフェレンクス科) “マツクイ虫” の駆除のため樹木伐採が行われたため、現在はクロマツ林を形成するほどの植生は見られなくなりましたが、村の「村木」として、十分な管理により保護されています。また、村では開発地跡などの植栽にクロマツを選定し、村の風致に配慮した景観づくりに取り組んでいます。

②ノジギク



ノジギク (*Chrysanthemum japonense*: キク科キク属) は草丈 50cm ほどで、よく枝分かれをして群落を形成します。茎の基部は倒れて、上部が斜上することが多いが、傾斜地などでは懸崖状になります。葉は互生し、長さ 3-5cm、幅 2-4cm ほどです。

形状は広卵形で、5 (または 3) 中裂して鋸歯があり、裏面に毛が生えており白色様に見えます。

短日植物で、開花時期は 10 月下旬から 11 月。直径 3-5cm の花 (頭状花序) をつけ、白色の舌状花と黄色の筒状花をもちます。舌状花の形や数は、個体によってかなりの差が見られます。落花時期には

状花は赤みを帯びます。種子は春に発芽し、越冬した茎からは新芽が出て大株になります。

村の「村花」として、村の季節の移り変わりを伝える草本類です。

③スダジイ



スダジイ (*Castanopsis sieboldii*: ブナ科シイ属) は、樹高 15～20m、直径 1～1.5m に達する高木。幹は黒褐色で、直立し、成長すると樹皮に縦の切れ目が入ることが特徴です。葉は厚くクチクラ層が発達します。

長さは 5～10cm 程度の広楕円形で互生し、先端は細く尖ります。葉縁の上半分に鋭い鋸歯がありますが、個体によっては鋸歯が鈍く目立たない場合や、鋸歯が認められない場合もあります。また、葉の裏側が白色から赤銅色を呈するため見分けが付きやすい。成長すると樹冠がドーム型になり、スダジイ林を上からみると、まるでブロッコリーが集まっているように見えます。開花期は初夏(5～6月頃)。葉腋から長さ 6～10cm 程度の穂状花序に黄色の小型の花を密につけます。

虫媒花で、花が咲いた翌年の秋(10～11月頃)に長さ 1～1.5cm 程度の堅果(どんぐり)が熟します。熟すと殻斗(から)の先端は 3 裂し、中にある堅果を覗かせます。

拍子水の崖地上辺一帯にスダジイ林があり、ほとんど人手が加え

られず、比売語曾社の神域として保護されてきました。

昭和46年に村の天然記念物に指定されました。

④スナビキソウ



スナビキソウ (*Messerschmidia sibirica*: ムラサキ科スナビキソウ属) は北海道から九州、朝鮮半島、シベリア、ヨーロッパに分布する多年草で、海岸砂浜などに生育し、長い地下茎があり、和名の由来となっています。

5月から8月にかけて、白い花を咲かせ、種子は海水に浮かんで散布されるため、分布域は広いが、生育適地である自然海浜(砂浜など)が少なくなっています。

姫島では、みつけ海岸に5月から6月にかけて、白い花を咲かせ、アサギマダラはこの花を訪れます。

スナビキソウは大分県の「レッドデータブック2011」絶滅危惧ⅠB類(EN)に指定されており、その記載内容は「姫島の海岸の砂地に生育が確認されています。対岸の国東半島の真玉町臼野や香々地町などでの記録もあるが、現在では生育の確認は出来ていません。」となっています。

スナビキソウは、アサギマダラの休息地として、欠くことのできない草花であり、また絶滅危惧種の系統保存のためにも、適度な管理をしていく必要があります。

⑤フジバカマ、シナワスレナグサ



園芸種のフジバカマ



園芸種のシナワスレナグサ

フジバカマ (*Eupatorium japonicum*: キク科ユーパトリウム属) は九州には自生せず移入種とされています。一方のシナワスレナグサ (*Cynoglossum amabilis*: ムラサキ科オオルリソウ属) 別名: シノグロッサムの原産地は中国で、近年導入された園芸種です。姫島ではアサギマダラの南下に伴う休息地の誘因植物として造成畑に植え付けています。自生種ではないため姫島に自生する同属近縁種への影響が懸念され、責任ある管理ルールが必要です。